

ふじのくにセルローズ循環経済国際展示会運営業務委託 入札説明書

静岡県が発注する、ふじのくにセルローズ循環経済国際展示会運営業務委託に係る一般競争入札公告に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和6年5月31日（金）
- 2 執行者 静岡県知事 鈴木康友
- 3 担当部局 静岡県経済産業部産業革新局新産業集積課
〒420-8601
静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館9階
TEL 054-221-2985
FAX 054-221-2698
E-mail trc@pref.shizuoka.lg.jp

4 業務内容等

- (1) 入札番号 産新第1号
- (2) 業務名 ふじのくにセルローズ循環経済国際展示会運営業務委託
- (3) 業務内容

富士市産業交流展示場「ふじさんめっせ」で開催する「ふじのくにセルローズ循環経済国際展示会」及び静岡市内で開催する「セミナー（オンライン配信含む）」における会場設営、運営業務及びこれに係る付帯業務。

上記展示会に関するウェブサイトの制作及び運営業務。

業務の詳細は、契約書（案）のほか、業務委託要領（案）、業務委託仕様書に記載されている内容とする。

- (4) 開催日
セミナー：令和6年10月4日（金）
展示会：令和6年10月24日（木）、25日（金）
ウェブサイト：令和6年7月2日（火）から11月29日（金）まで（予定）

5 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 静岡県が発注する一般業務の委託に係る競争入札参加資格において、「イベント」の営業種目について入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること
- (3) この公告の日から開札の日までの間に、静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止を受けていないこと

- (4) 過去に地方公共団体が発注するイベント等の運営及び設営業務を行った実績を有すること
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと
- (6) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

6 入札参加資格の確認等

- (1) 本入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を令和6年6月6日（木）午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）に郵送（必着）又は持参により提出する。なお、指定した期限までに必要な書類を提出しなかった者は、入札に参加することはできない。
 - ア 入札参加資格確認申請書（様式第1号）※本社の所在地を証明する書類を添付すること
 - イ 契約実績証明書（様式第2号）※契約書の写しを添付すること
- (2) 提出された入札参加資格の確認結果は、令和6年6月10日（月）までに書面により通知する。
- (3) (1) の書類の提出先は次のとおりとする。
 - 〒420-8601
 - 静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館9階
 - 静岡県経済産業部産業革新局新産業集積課技術振興班
 - 担当 二宮
 - 電話 054 (221) 2985
- (4) その他
 - ア 申請書等の資料作成及び申し込みに係る費用は、提出者の負担とする。
 - イ 入札執行者は、提出された申請書等を、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - ウ 提出期限後における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
 - エ 提出された申請書等は返却しない。

- オ 提出された申請書等は公表しない。
- カ 提出された申請書等について、追加資料を求めることがある。
- キ 申請書の提出後、入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式第6号）を（3）の場所に
入札日時までに提出しなければならない。

7 入札説明書等に対する質問

入札説明書等に対する質問がある場合は、質問票（様式第3号）によって提出すること。

質問に対する回答は、質問提出期間終了後に一括して静岡県経済産業部産業革新局新産業集積課ホームページ「ふじのくにセルロース循環経済国際展示会運営業務の入札公告について」内に公開する。

(1) 提出期限

令和6年6月6日（木）午後5時まで

(2) 提出場所

上記6（3）に同じ。

(3) 提出方法

持参、郵送、FAX又は電子メール

なお、郵送の場合は提出期限内必着。また、電話での質問は受け付けない。

8 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、別添ふじのくにセルロース循環経済国際展示会運営業務委託契約書（案）、業務委託要領（案）、業務委託仕様書等を熟覧の上、入札しなければならない。

この場合において、当該要領等について疑義がある場合は説明を求めることができる。ただし、入札後要領等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札書（様式第4号）を直接提出しなければならない。

郵送、電話、電報、FAXその他の方法による入札は認めない。

- (3) 入札の執行日時等は、次のとおりとする。

日時：令和6年6月13日（木）午前10時

場所：静岡市葵区追手町9番6号

静岡県庁西館4階第一会議室A

- (4) 入札参加者又はその代理人は、入札書に次の各号に掲げる事項を記載し、提出しなければならない。

ア 入札金額

イ 件名

ウ 入札年月日

エ 入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印

オ 代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、当該代理人の氏名及び押印。なお、代理人は入札権限に関する委任状（様式第5号）を提出すること。

- (5) 入札書は、封書に入れ密封し、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和6年6月13日入札・開札 [ふじのくにセルロース循環経済国際展示会運営業務委託] の

- 入札書在中」と記載しなければならない。
- (6) 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
 - (7) 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。
 - (8) 入札金額は、総価を記載する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (9) 入札公告等により競争入札参加資格申請書を提出した者が、開札時に競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件にあらかじめ入札書を提出した場合において、当該申請者に係る資格審査が開札時まで終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。
 - (10) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
 - (11) 入札参加者又はその代理人は、本件に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。
 - (12) 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格のないときは、再度の入札をする。この場合において、入札参加者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別途日時を定め入札をする。

9 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 競争入札の場合において公告等に示した競争入札参加者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印又は代理人が入札する場合の当該代理人の氏名及び押印のない入札書
- (3) 入札金額の記載が不明瞭な入札書
- (4) 委任状を提出しない代理人の提出した入札
- (5) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (6) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (7) 同一の事項の入札について、2以上を入札した者の入札
- (8) 同一の事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (9) 同一の事項の入札について、2人以上の代理人がした者の入札
- (10) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

10 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

- (3) (2) の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者が、指定の期日までに契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

12 契約書の作成

- (1) 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約を締結しなければならない。
- (2) 落札者が前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。

13 その他

- (1) 入札参加者は、本入札説明書を熟読し、遵守すること。
- (2) 入札後、契約書等について不知又は不明を理由等して異議を申し立てることはできない。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) その他詳細不明の点については、7により説明を求め、内容を十分承知しておくこと。